

平 成 2 1 年 第 8 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 1 第 8 回 箕面市教育委員会定例会会議録

1 . 日 時 平成 2 1 年 8 月 1 1 日 (火) 午後 2 時

1 . 場 所 箕面市役所 本館 委員会室

1 . 出席委員	委 員 長	小 川 修 一 君
	委 員 長 職 務 代 理 者	白 石 裕 君
	委 員	坂 口 一 美 君
	委 員	福 井 聖 子 君
	委 員 (教 育 長)	森 田 雅 彦 君

1 . 付議案件説明者

教育次長兼子ども部長	中 井 勝 次 君
教育推進部長	
兼教育推進部専任理事	森 井 國 央 君
(学校等大規模改修事業担当)	
生涯学習部長	浅 井 晃 夫 君
教育推進部副部長	
兼教育推進部次長	
(教育政策・学校管理担当)	稲 野 公 一 君
兼教育推進部専任副理事	
(学校等大規模改修事業担当)	
兼教育政策課長	
教育推進部次長	若 狭 周 二 君
(教育指導・教職員担当)	
教育推進部次長	樋 口 弘 造 君
(教育センター担当)	
兼教育推進部副理事	
(小中一貫教育担当)	
子ども部副部長	藤 迫 稔 君
子ども家庭総合支援室長	谷 口 あや子 君
生涯学習部次長	黒 田 正 記 君
学校管理課長	岩 永 幸 博 君
学校管理課参事	
兼幼児育成課参事	西 川 欣 輝 君
学校教育課長	中 村 香 君
教職員課長	松 山 隆 志 君
人権教育課長	笹 川 実 千代 君
教育センター所長	松 山 尚 文 君
教育推進部専任参事	
(学校等大規模改修事業担当)	椿 野 義 明 君
教育推進部参事	
(学校等大規模改修事業担当)	山 田 省 治 君
子ども政策課長	水 谷 晃 君
幼児育成課長	千 葉 亜 紀子 君
子ども部専任参事	
(幼稚園担当)	津 田 善 寿 君

子ども支援課長
子ども家庭相談課長
子ども部専任参事
(青少年育成担当)
生涯学習課長
生涯学習課参事
文化スポーツ課長
生涯学習部参事
(生涯学習センター・公民館担当)
生涯学習部専任参事
(文化財保護担当)
中央図書館長

水野賢治君
前田佳則君

高橋正信君
小西敏広君
阿部一郎君
前田一成君

山口龍萬君

河原弘明君
江口寛君

1.出席事務局職員

教育政策課担当主査
教育政策課

高橋勝代君
森貴美君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 平成 22 年度(2010 年度)使用箕面市立小学校用及び中学校用教科用図書採択の件
- 日程第 3 平成 20 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 6 教育長報告

(午後 2 時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成 21 年第 8 回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は 5 名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第 1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長において森田委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第 2、議案第 39 号「平成 22 年度(2010 年度)使用箕面市立小学校用及び中学校用教科用図書採択の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育指導・教職員担当次長に求めます。

- 教育推進部次長(若狭周二君) : 平成 21 年 5 月 12 日の教育委員会会議定例会において、教科用図書選定委員会への諮問事項を議決いただきました。6 月 10 日の第 1 回選定委員会で、選定委員会委員長に対して諮問を行いました。諮問内容は「箕面市教育委員会が行う平成 22 年度(2010 年度)使用の箕面市立中学校用図書の採択に関し、教科用図書の調査及び研究を行うことについてのご審議」をお願いすることです。今回は、新しく文部科学大臣の検定を経た教科用図書が社会(歴史的分野)において「自由社」の 1 者のみでした。平成 21 年 4 月 21 日付け教委小中第 1149 号の府教委の通知により、社会(歴史的分野)

以外の種目については、平成１７年度の調査結果を活用し、平成１７年度に採択したものと同一の教科書を採択することができることとなっています。さらに、文科省通知として平成２１年４月１５日付け２１文科初第６号によりますと、社会（歴史的分野）以外の種目についてはその手続きを簡略化できることとなっています。これらの通知などを踏まえ、本市では、教科用図書の調査・研究の作業をする調査員会議を、社会（歴史的分野）のみの設置としました。６月１２日の第１回調査員会議において、調査員に辞令交付を行い、その後、調査・研究が進められてきました。調査員会議は、校長推薦からなる教員２名と代表として校長１名の計３名で構成されています。今回「自由社」を加えた計９者の教科書見本本において、それぞれ、「取扱内容」「人権の取扱」「内容の程度」「組織・配列」「分量」「発展的な学習内容」「創意工夫」「独自項目」の８項目の調査研究項目に基づき、専門的見地から調査研究を行い、調査員会議を経て、７月１６日の第２回選定委員会において報告をいただきました。選定委員会の構成メンバーは、校長、教頭、教員、教育委員会事務局及び保護者の代表など８名により構成されています。選定委員会では、この報告をもとに、同日、社会（歴史的分野）種目の調査員代表である校長に対し、ヒアリングを実施し、見本本についての説明、報告を受けたところです。加えて、６月１６日から２９日まで各学校に見本本を巡回させ、学校からの意見も選定委員会に報告し、調査・研究の参考にさせていただきました。また、幅広く市民、保護者の意見を求めるため、箕面市教育センターを教科書センターと位置付けて、法定外展示を６月３日から６月１８日までの１４日間、法定展示を６月１９日から７月４日までの１４日間とし、合計２８日間、中学校用教科用図書の全種目を展示しました。また、選定委員会の答申を受けて、教育委員会委員学習会を７月２８日に開催しました。教育委員会委員の皆様には、事前に見本本をお渡しし、検討していただきました。学習会では、現在、採択している「帝国書院」と新規の検定を経た教科用図書の「自由社」の２者を抽出し、学習指導要領の社会歴史分野の目標に照らし合わせて検討を加えていただきました。学習会で出されたご意見を踏まえて、議案書のとおり平成２２年度（２０１０年度）使用教科用図書をまとめさせていただき、提案するものです。

委員長（小川修一君）：非常に限られた時間でしたが、選定委員会からの答申、学習会での検討、調査研究等の事務、とりわけ社会科に関しての調査研究を丁寧に行ってもらいました。その点について、感謝申し上げたいと思うのですが、その認識の上に立って、今回の採択に関して、文部科学省や大阪府教育委員会から通知があったと思いますので、それ

について、説明してください。

学校教育課長（中村香君）：最初に、中学校用教科用図書についてですが、1つ目は、地域や生徒の実態に応じて、最も適切な教科用図書を採択すること、2つ目には、社会（歴史的分野）以外は、大阪府教育委員会が平成17年度に提示した中学校用教科用図書選定資料を、及び社会（歴史的分野）は今年度提示した中学校用教科用図書選定資料を活用すること、となっています。また、社会（歴史的分野）以外の種目については、平成17年度の調査研究結果を活用し、平成17年度に採択したものと同一の教科書を採択することができるとなっています。次に、小学校用教科用図書については、平成21年度と同じ教科用図書を採択しなければならないこと、となっています。

委員長（小川修一君）：それでは、学習会の折りにいただいた選定委員会の答申について、再度、説明してください。

学校教育課長（中村香君）：選定委員会答申の内容は、

- 1 新たに社会（歴史的分野）において文部科学大臣の検定を経た教科用図書があることから、これを含めて調査・研究した結果は、別紙（9者の特長をまとめたもの）のとおり。
- 2 他の種目については、平成17年度（2005年度）の採択内容を尊重して、同一の教科用図書を採択することが適当と思料する。

以上です。

委員長（小川修一君）：私たち教育委員会委員も事前に社会（歴史的分野）の見本本に目を通し、検討しました。選定委員会からの答申は、絞込みや順位付けは特に行っていません。並列でご意見をいただき、それが「中学校用教科用図書の特長」としてまとめられています。この「特長」を踏まえ、7月28日に学習会を開催しました。その場では、現在、各中学校で使用中の「帝国書院」と「自由社」の2者を抽出し、検討を加えました。学習会で時間をかけ議論しましたが、慎重を期して、再度論議をしたいと思います。では、事務局から学習会で検討したことを踏まえて、確認の意味で説明をお願いします。

学校教育課長（中村香君）：社会（歴史的分野）の教科書については、中学校学習指導要領の歴史的分野の目標が4点あります。我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重する態度を育てる。国際関係や文化交流のあらましを理解させ、国際協調の精神を養う。歴史的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。以上の観点を踏まえながら、学習会で論議していただきました。「帝国書院」は教科書そのものを歴史の館と見立て、博物館で学

習していくような構成になっており、生徒が興味をもって学ぶことができるよう工夫されています。また、各章のトップにある「タイムスリップ」や「歴史の舞台」「歴史に挑戦」「体験レポート」「地域調査に出かけよう」などの特設ページは、生徒の活用力を高め、総合的な学習へ発展できるよう構成されています。とりわけ、歴史について客観的に考察できるよう、歴史的事象を多面的・多角的にとらえ、考え方の異なる意見を両論併記する、時代の変化による人々の考え方の変化を考察するなど、配慮が随所にみられます。また、「自由社」は巻頭に「そこに眠っていた歴史」を設定し、歴史学習を始めるにあたって、生徒の興味・関心をひきつける内容を取り扱っています。また、各章のとびらに「この時代を歩んだ女性像」を設定し、歴史事象の中で女性の立場や活躍にも目を向ける工夫がなされています。單元ごとの「ここがポイント」や各章末の「歴史の豆辞典」など、学習内容を要約し、生徒が学習を進めやすいように工夫されています。また、「歴史の両側」のコーナーでは立場の違いによる歴史的事象の解釈の違いについて考えさせる内容となっています。両者とも学習指導要領の目的である先の4点を踏まえ、編集されています。以上、縷々述べましたが、学習会の意見を踏まえ、「帝国書院」を提案させていただいています。

委員長（小川修一君）：事務局から説明がありましたが、歴史的分野の目標について、4点押さえていることと、「帝国書院」の教科書、「自由社」の教科書それぞれの特徴的なことを取り上げていただきました。何か質問、意見はありませんか。

- 委員（白石裕君）：我々委員も見本本を検討したのですが、2者の内容について、私なりの見解を申しますと、「自由社」の編集方針は、政治史・文化史に特に力を入れている印象を受けました。また、日本の優れた文化を紹介することで生徒の日本の歴史への愛情を育てることを非常に大切にされている編集方針だと思います。特に「歴史ヘゴ」では、日本の優れた文化遺産についてインパクトがある写真や興味深い内容が載せられています。神話についても大きくとりあげられています。さらに、日本史の出来事を世界史に位置付けて考察できるようになっている点も非常に大切な点ではないかと思います。他方、「帝国書院」の編集方針は、政治史に加えて社会経済、とりわけ、人々の歴史を織り込むことで、実際に歴史上では、さまざまな人々が係わり合って、知恵を絞り、努力して生きていく中で歴史というものが形成されてきたという形で、「日本の歴史」への愛情を育てることを同様に大切にされています。また、図や史料を非常に活用し、「なぜそうなったのか」を生徒に考えさせる構成になっている点や、社会経済史的など、いろいろな観点

を含めていることによって多面的・多角的に歴史の見方を育てるという点が評価されるのではないかと思います。

- 委員（福井聖子君）：見本本を見せていただいて、非常に興味深かったのですが、「自由社」の教科書は、子どもたちが自国の歴史に愛情を持つ上で興味深いテーマを取り扱っていて、読み物としても非常に興味深く感じました。また、見開き最後の「ここがポイント」で1時間の学習内容が示されるなど、子どもたちが日本史の流れを把握しやすいと思います。一方「帝国書院」は、教科書全体を歴史博物館に見立て、各章のとびらや体験レポート、歴史の舞台、タイムスリップのコーナーなど博物館全体を見学して疑似体験できるような構成はすごくよく工夫されていると感じました。

委員長（小川修一君）：現在、使用している「帝国書院」の教科書については、生徒の考えや意見を引き出しやすいような展開の内容と思いますが、生徒たちが自分で表現する力を育てることに力点を置いているようなところがあったかと思います。また、立場や考え方の違う人たちの意見を両方取り上げて並べて展開していることも、より多面的な取り扱いの特徴があるかと思います。

委員（坂口一美君）：「帝国書院」の教科書ですが、私も、教科書を歴史の館としてとらえ、様々な課題学習についても、体験的な観点を重視して取り上げ、子どもたち自身が自分で考え、歴史から学ぼうとする力を育てようとする「帝国書院」の編集方法は非常に良いと思います。今はテレビでも子どもたちがバーチャルみたいなところに入りながら、3次元的にいろいろな学習をしていく番組などがありますが、非常に子どもたちが興味をそそるような構成になっているのではないかと思います。また、特設ページは、総合的な学習の時間で活用できるような構成も非常によいと思っています。先生方が総合学習を考えていくうえでの引き出しがたくさんあって、いろいろなことがそこから応用できるのではないかと思います。「自由社」の各章のとびらには、「この時代を歩んだ女性像」が設定され、歴史事象の中で、女性の立場や活動にも目を向けられるような工夫がなされていて、私はこの部分についての編集方法は非常によいと感じています。ところで、教科書の選定に当たって、先ほど「地域や生徒の実態に応じて適切な教科書の選定をしていく」と説明がありましたが、私は、箕面の子どもたちにとってふさわしい教科書を選定することはもちろんであると思っています。また、教科書で先生方が教えることは、学習指導要領で指導すべきこととされている内容を、教科書を題材として指導することを意味していると思いますので、「帝国書院」の教科書を見ていますと、おもしろいもの

ですが、先生方の授業や指導方法の工夫や改善も大事になってくるのではないかと考えています。

○委員（白石裕君）： 今までの経過のまとめになるかと思うのですが、先ほど委員長が言われたとおり、歴史というのは、単にものの見方を学ぶのではなく、学習指導要領の中でも大事にされている言語活動に結びつけて社会事象や社会現象を言語表現するところが非常に大事な点になっていると思うのですが、その点、「帝国書院」の方が地域のいろいろなものを見ていこうとして、実際にそのような指導方法が工夫されている点が見られる点ですね。そして、多面的、多角的にそのようなものを見て、公正に、的確に歴史的なものを見て表現していく活動を促すという点では、編集の工夫がされているかと思います。その点、「帝国書院」を評価したいと思います。

○教育長（森田雅彦君）： 私は、従来に比して、国を愛する、そして郷土を愛する心を育てることが、現在の子どもたちには大切ではないかと考えています。このことについては、両者とも十分に工夫を凝らして編集されていると感じました。また、先ほどから皆さんの意見にもありましたように、子どもたちが様々な立場の人の見方を大切にしながら、当時の生活をしてきた人たちがどんな思いで生きてきたのかということについて、様々な資料をもとに自分で考えて、興味をもって学ぶことがとても大切だと思っています。様々な立場、環境からみた歴史、歴史に関する人々の異なった考え方が随所に示されている、そのような編集方針を明確にしていることから、「帝国書院」ということで学習会でも意見が一致したと思います。

委員長（小川修一君）： さらに、意見、質問はありませんか。ないようですので、社会（歴史的分野）については、「帝国書院」ということでよろしいでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 事務局は、他の種目についても確認する必要があるかと思うのですが、いかがですか。

学校教育課長（中村香君）： 社会（歴史的分野）以外の平成22年度（2010年度）使用中学校用教科用図書は、平成17年度に採択したものと同一の教科書を採択するというので、議案書のとおりです。ただ、書写については、発行者名が大阪書籍となっていますが、著作権譲渡より、現在は日本文教出版が出版社となっています。

委員長（小川修一君）： この件に関しては、異議なしと思われるのですが、続いて、平成22年度（2010年度）使用箕面市立小学校用教科用図書について、説明してください。

学校教育課長（中村香君）： 教委小中第 1149 号の通知によりますと、「小学校の平成 22 年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条により、平成 21 年度使用教科用図書と同一の教科書を選択しなければならないこと。」と府教委から通知をいただいています。従って、議案書のとおり、平成 21 年度（2009 年度）と同様の教科用図書を採択することとなります。

委員長（小川修一君）： 以上、小学校、中学校含めて、意見や質問はありませんか。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第 39 号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第 3、議案第 40 号「平成 20 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

- 教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、平成 20 年 4 月から、改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条第 1 項の規定により、教育委員会活動の点検及び評価が義務付けられたことを受け、昨年度から実施しているもので、今回は、平成 20 年度の活動を自主点検・評価したものを、3 名の評価委員さんにお示しし、その意見書をいただきましたので、これらを市議会に報告するため、提案するものです。なお、その内容としては、別冊のとおり、教育委員会の活動を 4 つに大別し、教育委員会そのものの活動、学校教育、子ども施策、生涯学習・社会教育として、主要施策の概要や個別調書により、点検・評価したものに、評価委員の意見書を添付して、報告書としており、来る 9 月 2 日から開会予定の平成 21 年第 3 回箕面市議会定例会へ報告する予定としております。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： 7 月 7 日と 8 月 4 日の両日にわたって、活動評価委員と私ども教育委員会委員との間で意見交換をさせていただきました。その中で、何点か、私ども教育委員会委員としての活動についての課題等をご指摘いただいたところです。そのようなことも今後踏まえて、活動に寄与したいと考えています。

- 委員長（小川修一君）：質問、意見はないようですので、議案第40号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第4、報告第38号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、職員5名に関し、分限休職処分を発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第38号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に、日程第5、報告第39号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

- 教育政策課長（稲野公一君）：本件は、去る7月14日に開催された平成21年第7回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

- 委員長（小川修一君）：この件に関して、質問、意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第39号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第6、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

- 教育長（森田雅彦君）：（議案書４５頁により報告）

大阪府都市教育長協議会７月定例会について

７月３日に開催され、緊急経済対策、スクールニューディール構想の取組等について、各々市で取り組んでいる内容等の意見交換を行いました。また、大阪府教育委員会からは、全国学力・学習状況調査の開示請求に対する審査会答申について報告がありました。答申では、市町村の平均正答率は公開すべき、学校別の平均正答率は公開すべきでないとあり、その後、７月１７日に開催された、大阪府教育委員会会議でも平成１９年度、２０年度の市町村別平均正答率について、一部を除き、開示する旨の決定がなされました。なお、学校別の平均正答率は答申どおり公開すべきでないという決定です。

大阪府都市教育長協議会平成２１年度夏季研修会について

７月２４日に開催され、この場で平成２２年度予算策定に向け、文部科学省、大阪府教育委員会への要望事項について協議調整したところです。

教育推進部の行事について

７月１８日に教育センター主催の親子自然科学教室が開催され、２２日の部分日食に向けて日食めがねを作成しました。なお、２２日の午前１１時前後に曇りでしたが、８３パーセントが欠けた日食が雲の合間から箕面でも観測ができました。

子ども部の行事について

７月３日に社会を明るくする運動市内統一行動日として、市長、警察署長をはじめ、青少年関係団体の皆さんに多数出務していただき、子どもたちの登校の様子を見ていただきました。子どもたちは元気のいい挨拶をしてくれました。

生涯学習部の行事について

７月１１日に第１９回手づくり紙芝居コンクールが開催され、海外も含め全国各地から１７９点の作品の応募があり、最終審査が行われました。私も審査員の一人として立ち会いさせていただきました。グランプリには島根県松江市の永井睦さん作の「雪だるま」が選ばれました。なお、ジュニアの部では、箕面市の子どもたちの作品がたくさん賞をいただきました。来年度は２０回目となる節目の記念大会となります。また、１２日には第２１回目となる紙芝居まつりとして、全国各地から関係者に集まっていただき、メイプルホールで盛大に開催されました。

- 委員長（小川修一君）：この件について、質問、意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、以上をもちまして、本日

の会議日程は、終了しました。各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案2件、報告2件はすべて議了しました。

（以下、意見交換会のため、要点筆記）

- 委員長（小川修一君）： 9月から開始が予定されている中学校のデリバリーランチの目的や導入に至る経過は。
- 学校管理課長（岩永幸博君）： 箕面市の中学校の昼食は、家庭からの弁当持参を基本としてきた。家庭で作った弁当を通じて、親子の結びつきを確かめたり、深めていくことが重要と考えてのもの。しかし、近年の就労形態の変化や共働き世帯の増加などのため、弁当の持参が困難な家庭もあり、多くの保護者から、中学生にも、栄養バランスがとれた昼食を提供できる仕組みの導入を求める声が多くあったため、民間事業者の協力を得て、「デリバリーランチ」を導入することとした。
- 教育長（森田雅彦君）： 中学校に通う子どもさんを持つ福井委員は、保護者の立場としてどうか。
- 委員（福井聖子君）： 私自身は弁当を作ることは苦痛ではない。毎日持たせている。この件については、1回食べてみたいというのが子どもの意見だったので、時に使おうかという程度の認識だ。私自身はあるとありがたいだろうと思うが、導入することで作らなくてもいいと思われるのではないかと懸念する。実際には、弁当業者やコンビニなどで買った弁当を持って行っている子どももいるのが現状なので、このように栄養や内容を検討したものが買える方がいいのではないかなと思う。
- 教育長（森田雅彦君）： やはり家庭で作っていただくのが一番だと思うが、それぞれの家庭で事情があるので、そのようなときに活用すればいいと思う。事務局に確認するが、子どもたちの嗜好は、デリバリーランチにどのように反映されるのか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）： 民間業者に依頼するに当たっての要件として、栄養価に十分配慮しながら、できる限り、利用率を上げるためにも子どもたちの好むようなメニューをと要望している。
- 教育長（森田雅彦君）： 例えば、小学校ではカレーライスが人気のメニューだが、今回のデリバリーランチでも取り入れることは可能か。
- 学校管理課長（岩永幸博君）： 現在、決まっている2社から、向こう1ヶ月間のメニューが出されているが、カレーライスはない。ただ、今

後は、利用率の向上も考えて、業者と打ち合わせして考えていきたい。

- 委員長（小川修一君）： 福井委員の指摘は、易きに流れることがありはしないかという懸念の一つだと思う。中学生に弁当を持たせることが物理的に難しいという前提があったためと思うが、本来箕面市の場合は、持たせた弁当で十分栄養を与えらるゝとして、一つの良さとして維持してきた。そのような危惧を含めたうえでこの制度を実施していると思っている。
- 委員長（小川修一君）： 大阪府下の状況や傾向はどうか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）： 大阪府内の中学校給食の実施率は77パーセントで、全国は80.5パーセントである。学校給食については、かつての生徒の体位の向上や栄養の補給を重要な課題とした時代から、現在では、学校給食そのもののあり方が大きく変化し、学校給食自体が重要な教育活動となっており、学校給食を生きた教材とした食育の推進が急務となっている。そこで、大阪府では、平成21年度から、公立中学校における食育の推進と保護者の負担軽減を目的とした「スクールランチ事業」を導入した。府内市町村がスクールランチ事業を実施する場合、250万円を限度にその初期費用の2分の1を補助する制度が始まった。府下では、この府の補助事業や市独自の費用負担により、事業を実施する市町村が増えている。実施している自治体は6市、検討している自治体は7市町で、北摂では、茨木市、吹田市、高槻市が導入している。
- 委員（白石裕君）： 初めに、デリバリーランチという言葉では、意味がわからなかった。後からで申し訳ないが、カタカナで表現するののもどろかと思う。箕面市のデリバリーランチの導入の特徴はどのようなものか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）： 名称は、府のスクールランチ事業からの造語である。導入の主な特徴は、当日の朝に注文が可能であること。利用率が芳しくない他市では、前日以前の予約制となっていることがある。府内で唯一、当日注文ができる貝塚市は、最も利用率が高く、当日、急な家庭の事情で弁当を作れなくなったときや、当日の朝にランチのメニューを見て、利用を考えても間に合うということが好評を得ているようであるため、本市もこの方法を採用入れる。注文の受付から料金や容器の回収まで、全てを事業者に行ってもらふこと。市のコスト負担がゼロであるということ。他市では、初期費用や運営経費などの負担があるが、本市では、民間事業者の協力を得て、衛生面・安全面・栄養面のチェックを市教委がしっかりと行い、制度を運営していく。

- 委員（白石裕君）：事業者説明会を7月14日に実施し、結果的に2社になったと聞いたが、説明会の参加状況やプロセスはどうだったのか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：受託を検討している事業者に対し、デリバリーランチ実施要項案など市教委の考え方を説明し、事業者からの意見を聞き、最終的に募集要項を決定するため、7月14日に事業者説明会を実施した。8つの事業者が参加し、市教委として、衛生・安全面を第一に考え、事業者の運営体制や食材の選定についての考え方を示した。その後、8月3日に2社から応募があった。
- 委員（坂口一美君）：選定方法はどのようにしたか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：デリバリーランチの実施方法の検討と事業者の選定を行うため、中学校デリバリーランチ検討会を設置した。中学生の保護者から1名、中学校長の代表1名、中学校教職員の代表2名、教育委員会事務局から1名、合計5名で構成している。具体的には「事業者の募集要項」「業務仕様書」「衛生管理基準」「事業者選定基準」などについて検討していただいた。業者の選定については、この検討会で定めた「事業者選定基準」に基づき、事業者の運営能力・取組姿勢などについて、プロポーザル方式により選定した。8月7日、応募のあった事業者2社に対し、事業者選考会を実施し、応募申請書により、安全衛生及び施設設備の体制、業務遂行能力、取組姿勢、弁当の試食結果、提案された弁当の価格などの各項目について、検討会の各委員で検討・選考した。結果、申請した2社、仲総合給食株式会社、株式会社メディカル・ケアに決定した。
- 委員（坂口一美君）：保護者への周知や申込手続きはどうするのか。また、すべて業者が行うことについて、もう少し説明を。それと、他市で安全面などを考慮して冷蔵庫の設置をしたと聞いた。箕面市では具体的な安全管理が見えてこないが。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：保護者への周知については、今年度は8月27日に、生徒を通じて、全保護者あてに9月分のメニューや申込方法などをお知らせするペーパーを配付する。それ以降は、毎月25日までに翌月分のメニューを配付する。申込の手続きは、購入を希望する生徒は、当日の朝の始業前に、学校が指定する場所で、代金を支払い、注文控えを受け取る。昼休みに、所定の場所で注文控えと引き替えに弁当を受け取り、喫食の後、休み時間中に弁当容器を事業者に戻却する。また、安全面については、冷温蔵庫の導入ではなく、民間事業者のノウハウで行う。仕様書や安全衛生基準を定めて、喫食までには、必ず2時間以内の調理をすること。喫食時間の30分前までに検食を行い、記録

することなどを定めて、ハードの投資をせずに民間業者のノウハウでそのあたりをカバーしたいと考えている。

- 委員（福井聖子君）：アレルギーの対応について、メニューに入っている食品はすべて記入されるのか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：メニューに使用しているすべての食品まで書くように求めているはいない。小学校では、アレルギー対応はできる限り市で行うが、それが難しい子どもさんの家庭は、弁当を持参している。本来、中学生は、家庭からの弁当持参が大原則なので、アレルギーをお持ちの子どもさんは家庭からの弁当で対応してほしい。
- 委員長（小川修一君）：それは、アレルギーを持っている子どもはこの制度を活用できないということにならないのか。
- 教育推進部副部長（稲野公一君）：材料については、小学校の給食のように成分すべてを網羅するような案内はできないが、主要な材料や分量、カロリーはメニューに掲載する。その範囲内で判断して、購入いただくことは可能である。アレルギーをお持ちの子どもさんは対象外ということではない。ただ、小学校のように除去食などの丁寧な対応はできない。毎日、アレルギー対応させていただくのは、商業ベースで成り立っていくことなので、困難な場合も多分にあると思う。だが、アレルギーをお持ちの子どもさんは対象外ということではない。
- 委員（福井聖子君）：箕面市の中学校は、弁当持参を基本としてきたということだが、その方針はどうするのか。また、弁当持参の意味をもう一度確認したい。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：弁当持参の意味は、家庭からの弁当を通じて、親子の結びつきを確認したり、深めていくことができる。家庭の弁当に教育的価値があると考えている。よって、これからも弁当持参を大原則として行っていきたいと思っている。
- 委員（福井聖子君）：中学生はとても難しい年齢だが、子どもたち自身はすごく弁当に感謝していると聞く。弁当さえ作っているだけでかなり親子関係は違ふと励ましてきた経緯がある。ただし、それは、作れない人にプレッシャーをかけるというものではないので、コンビニ弁当やほか弁などいろいろなものが出回っているし、私も使うが、冷凍食品など、昔ながらの手をかけたものと違う形で何とか持たせるということも現実に行われているので、市として栄養価のあるものとして、手当てをすることは、非常によいことと思う。弁当持参については、箕面市では、小学校6年生の時に弁当の作り方の冊子を配布している。あれは、子どもたちに弁当は自分で作るといいとの意味で配布していると思うが、う

ちの子どももあれを見たからといって、自分では作れない。作るという力が過去に比べて、今みんな衰えているのではないかと思う。大阪府スクールランチ事業の理由が公立中学校における食育の推進と保護者の負担軽減となっているが、小学校での食育は、給食で使われている食材で学ぶことは理解できるが、中学校では、作る側に回ることが必要ではないかと思う。家庭でもなかなかできないし、学校でも、家庭科の授業が増える訳でもないので非常に難しいと思う。今の子育てをされるお母さんが非常に苦痛になるのは、自分で3食作った覚えがない方がほとんどであるから。みんな働いていることもあって、結婚して、あるいは、子どもができるまで、3食を自分の手で作ることをあまりしない。かつてのお母さんはみんなできるようになってから、子どもができた。ところが今の若いお母さんはそのようなことがないままに、母親になって、いきなり、離乳食を作らなければいけないし、幼児食を作らなくてはならない。そのようなところで非常に子育ての苦痛がより増すと思う。そうすると、いったいいつの時期から食事を作ることを自分がしなければならぬこととして学ぶのか。そのような形の食育はいったいいつの時期に導入することを考えた方がいいのか。作り方を学ぶ食育を進めるためには、一体だれがどのように進めたらいいのか、ご意見があればお聞きしたい。

- 学校管理課参事（西川欣輝君）： 私どももどのように食育を進めていけばいいのかを考えている。デリバリーランチの中での食育とのつながりとしては、例えばメニューの中で、旬の野菜であるメッセージを入れるなど考えている。また、いつから作る力を進めていけばいいのかについては、選ぶ力が必要だと思うので、メニューの中にメッセージを入れることで、見てもらえるのではないか。作る力については、啓発活動をしなが、進めていきたいと考えている。
- 委員（坂口一美君）： 今の話の中で、非常に矛盾を感じた。他市では、栄養士がきちんと管理した弁当の配食をしたときに、子どもたちがメニューによっては選ばないため、食数に大きな差があって、なかなか商業ベースとしての維持が難しい。その中で、旬のもののメッセージを入れるということと両立できるのか。考え方をきちんと整理して保護者に伝えていかなければならないのではないか。一方では、食育で、片方では手当をしてくれたらありがたいという保護者のためとは、教育委員会は何を目指しているのかとなる。整理をしたうえで、保護者に伝えることが大事である。商業ベースや食育など、少しバラバラしている。なぜ、デリバリーなのかという説明を明確にして保護者に伝えてほしい。

- 教育推進部副部長（稲野公一君）：我々の説明不足であったと思うので、再度説明する。中学校では、家庭からの弁当持参が基本。一方で弁当を作れない家庭や日によって弁当を買えたらいいという家庭の要望もたくさんある。その中で弁当の補完的なものとしてデリバリーランチを導入することで、保護者のニーズにも応えていく。あるいは、子どもたちに栄養バランスを教育委員会がチェックし、給食に準じたしっかりしたものを提供する。給食のように材料だけを負担していただくのではなく、作るから配達するまで、すべて民間の事業者が行うので、商売としてなりたたないと続かない。そのような保護者の期待を背負い、一方で商業ベースで行う。子どもが対象なので、教育委員会として、チェックなどの労力はかけるが、限られた税金の中で一部の利用者のためのデリバリーランチに補助するとか運営経費を出すとかはしない。一部の方のニーズだが、それはそれで必要なニーズだと思うので、コストをかけずに、また、子どもたちにプラスになるようなデリバリー方式の弁当を提供する事業という位置付けである。保護者に案内するときにはしっかりと説明する。
- 委員（福井聖子君）：デリバリーの利用率はどれぐらいと考えているか。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：他市の状況は５パーセントくらいまで。ただし、当日朝の申し込みができる貝塚市は平成１９年度で６．８パーセントとなっているので、本市においても、その程度の利用率はあると考えている。
- 委員（福井聖子君）：事業者との契約期間はどれぐらいで、もし、事業者に関何の不都合が起きた場合の対応は。
- 学校管理課長（岩永幸博君）：契約期間は、原則として、９月１日からの１年間。ただし、業務の実施状況が良好であると認められ、事業者が継続を希望する場合は、さらに契約を１年間延長できる。最長で３年間継続可能。３年後、改めて事業者の選定を行う考えである。また、契約期間中に事業内容に問題がある場合は、教育委員会が改善指導し、それでも従わない場合は、契約解除も可能。
- 委員長（小川修一君）：名称については、白石委員に全く同感で変更することはできないと思うが、中身がよければ、名称は後からついてくるものだと思うので、中身をしっかり我々も見ながら、いいものにしていきたいと思う。
- 委員長（小川修一君）：これをもちまして、平成２１年第８回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

(午後 3 時 2 1 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

森田 雅彦